

小田原市立下中小学校長 様
小田原市立下中小学校 P T A 会長 様
橘北地区自治会連合会長 様

小田原市通学路交通安全推進会議
委員長（教育部長）
(公印省略)

通学路に関わる交通安全対策について（回答）

令和 5 年 11 月 30 日付けで要望のありました標記の件について、令和 6 年 4 月 25 日に回答しましたが、建設政策課に係る要望に対する回答がありましたので、地域安全課からの追加要望の案件を付して、改めてご回答いたします。

なお、地域安全課の要望（北-9 小船 637、歩道に「止まれ」等の注意喚起ステッカーの設置）につきましては現在検討中なので、後日回答いたします。

	場所	要望事項	関係機関	回答
北 1	秋沢橋（秋澤農園付近）から下中小に続く通学路	斜面の崖崩れ対策や雑草整備	建設政策課	土地所有者に代わって県ががけ崩れ対策を行う急傾斜地崩壊対策事業の条件には合致しませんが、当該箇所は、市が実施するパトロールにて安全確認をしており、雑草整備についても、年に一度草刈りを実施しております。（※次回以降、当該場所における同様の質問は道水路整備課へ）
北 3-1	小竹 1791-1 ラーメン屋付近	側溝蓋の固定	建設政策課	近隣の駐車場（ラーメン屋）との調整が整い次第、側溝蓋の更新を実施します。
北 3-2	小竹 1791-1 ラーメン屋付近	スピード落とせ等の注意喚起の看板設置（県道を通る車に見えるように）	建設政策課	令和 6 年度中の実施を目指し、側線の引き直しを実施するとともに、停止線手前に車両の速度減速を促すドットラインの設置を検討します。
北 5	小竹 656 さつきが丘信号付近	スピード落とせ等の注意喚起のステッカー設置	地域安全課	令和 4 年度に回答しましたが、既に注意喚起看板が複数あり、既存の減速を促す看板以外の箇所に設置に適した電柱がないため、設置できません。
北 7-2	坂呂橋交差点付近及び小田厚ガード下までの県道西側	崖崩れ対策と草木の除去・伐採整備	建設政策課	土地所有者に代わって県ががけ崩れ対策を行う急傾斜地崩壊対策事業の条件には合致しませんが、県道の安全を守るためのパトロールにより当該箇所を注視していきます。また、民有地であるがけ地の草木の除草伐採整備については、所有者に対し管理を呼びかけてまいります。

北 7-3	新坂呂橋信号付近	横断歩道ありの看板設置	建設政策課	当該横断歩道は歩行者用の信号が設置されている交差点にあり、また交差点手前から横断歩道の視認が可能であることから、現状のまま様子を見させていただきます。
北 9	小船 637 付近	歩道に「止まれ」等の注意喚起ステッカーの設置	建設政策課	後日改めて回答します。
北 11	小船 1265 付近 新下中駐在所北側	歩道の設置	建設政策課	橋梁（人道橋）を架ける必要があること等から、対応が可能かどうか引き続き検討を継続します。
北 12	小船 172-7 付近 下中小学校前交差点 南西の歩道コーナー 部分	白線の設置	建設政策課	白線の設置を検討しましたが、L 型側溝により車道との区別化ができていることから、設置はせず、また、横断防止柵の設置等、児童のはみ出し防止対策を検討しましたが、すでに車止めが設置されており、また交差点の形状から対策することが難しいことから、現状のまま様子を見させていただきます。
南 4	中村原 398-1 ファミリーマート付 近 カーブ	カーブの注意喚起 表示の設置	建設政策課	対策として、すでにドットライン、注意看板の設置がされておりますが、路面標示「速度落とせ」等による注意喚起を検討します。

※注意喚起ステッカーは、要望いただいた内容に応じた文言のものを設置します。（地域安全課）

事務局 保健給食課保健係
 電話 33-1691